

資源循環経済小委員会

成長指向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間取りまとめ 骨子（案）

1. 成長指向型の資源自律経済の確立の必要性

(1) 問題意識

- 国内問題（廃棄物の適正処理）に加えて地球規模の課題へ（資源枯渇、気候変動、生物多様性）
- 地政学的リスクの高まりと経済安全保障の観点からの資源の「自律」
- 成長機会と地方創生

(2) 諸外国の動向

- 再生材利用
 - ✓ EU の循環経済政策における再生材利用の加速
 - ✓ ブランドオーナーによる再生材利用に関するコミットメント
- 循環配慮設計
 - ✓ エコデザイン規則 ESPR、DPP
 - ✓ エコデザインに関する EN 規格
- 循環の可視化とディスクロース
 - ✓ EU のサステナビリティ開示指令（CSRD）
 - ✓ IFRS サステナビリティ基準等の ESG 情報開示
 - ✓ ISO/TC323（サーキュラーエコノミー）規格
 - ✓ WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の CTI

(3) 「成長指向型の資源自律経済戦略」（令和 5 年 3 月）の概要

- 競争環境整備（規制・ルール整備）
- 政策支援の拡充（CE ツールキット）
 - ✓ GX 投資フレーム
- 産官学連携の強化（CE パートナシップ）

(4) 戦略策定後の取り組み

- 産業構造審議会に資源循環経済小委員会を昨年 9 月に設置、CE 実現のための制度整備について議論（過去 7 回開催）
- 循環型ビジネスモデル構築支援のための予算を確保（3 年間 300 億円）
- CPs（Circular Partners：サーキュラーパートナーズ）を昨年 9 月に立ち上げ、会員数約 400 者（4/1 現在）、「ビジョン・ロードマップ」「情報流通プラットフォーム構築」「地域循環モデル構築」の 3 WG を実施中

(5) 資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方

- 線形経済の問題点
 - ✓ 素材：グリーンな素材への適切な評価がなく、安価なバージン品に依存、国富流出や資源リスクに晒され続けることに。

✓ 製品：完成品市場での国際的な競争圧力に晒されており、グリーンで資源リスクの低い素材に追加的なコストを支払う経済的余裕に乏しい。

✓ 消費：変わりにくい消費行動（環境価値が可視化されていない、新品・所有への根強いこだわり）。このため、非所有型の as a Service 市場や二次流通市場の発達是一部の製品に限られ、資産効率の改善余地（長期利用・稼働率改善・資産価値向上）が大きい。

→「天然資源強国」に富が集中、資源調達に係る地政学的リスクに直結。また、環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出（底辺への競争）。線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている。

→以下の 3つの施策を展開し、国内市場を循環性が確保されたグリーン製品のマザーマーケットとして育成することで、「生産拠点の国内立地維持」、「企業の国際競争力強化」につなげていく。（循環経済化による国内産業基盤の確保）

① 「循環資源」の流通促進：都市鉱山・都市資源の最大限の活用

② 「製品」の効率的利用・CE コマース促進

③ 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

① 「循環資源」の流通促進：都市鉱山・都市資源の最大限の活用

✓ 需要と供給との平仄のとれた取組の必要性

従来、「循環資源」市場が未発達であった背景として、需要側に「循環資源」を積極的に活用する動機付けもルールも薄弱であり、ゆえに「循環資源」の供給を本来担うはずの中間処理業者やリサイクル業者は、その供給量の確保や品質の向上に対して積極的な投資を行うメリットを欠いていた。

循環資源市場の構築のためには、こうした両すくみの状態から脱するため、供給側（中間処理業者、リサイクル業者等）のサプライチェーン構築のための努力と、資源を利用する需要側（製造業等）の主体的な取組（使いこなし技術の高度化、積極的な再生資源の利用）の両方が不可欠ではないか。

✓ 量の確保

従来、各種のリサイクル制度は、最終処分量を最小化することが最大の目標とされてきたのが実態であり、必ずしも、循環資源の供給量の最大化という観点から最適化されている訳ではなかった。他方、「循環資源」の流通促進を図るためには、需要及び供給の双方の量的拡大が必要となる。

今後、「循環資源」を資源供給の一手段として位置づけていくため、現在のリサイクル制度を最大限活用し、特に市場の拡大が必要となる資源として、①資源として循環度の向上が特に急がれるもの（資源自体のクリティカリティの高さ、炭素中立や環境汚染防止の観点から循環を担保しなければその使用自体に制限をかけざるを得ないもの、製品に一定の再生材利用を義務づけるなど製品供給にあたって循環の担保が求められているもの）であって、②循環資源市場が未成熟だが世界的にも今後の市場の成長が見込まれるもの、を中心に政策的措置を強化することとしてはどうか。

【具体例】

◇ プラスチック：低いリサイクル率・水平利用率、プラ汚染防止条約交渉、CN 要請

- ☆ レアメタル：小型家電やバッテリーなど、キーデバイスでの需要増大
- ✓ 質の確保

「循環資源」が製造業において利用されていくためには、その品質が一定水準を満たし、かつ、その品質が安定的に保たれることが重要。このため、今後、CPs（Circular Partners：サーキュラーパートナーズ）等における産官学の協働により、再生材に要求すべき品質について、需要・供給の双方での共通理解・指標化や、動静脈連携でのバリューチェーン全体の可視化（トレーサビリティの確保）により、セキュリティを配慮の上、設計情報や素材組成等の情報の共有化（回収・解体前に廃材情報を把握）などを行っていく必要あり。

そうした産官学の取組に加え、既存のリサイクル制度での高度な品質による再生材の供給を強化するとともに、再生材の原料となる製品のリサイクル可能性を高めるような制度的措置の強化が必要。

② 製品の効率的利用・CE コマース促進

資源消費量を最小化し、資源消費に対する付加価値を最大化（資源生産性の最大化）するためには、資源レベルの循環性を担保するだけでは不十分。製品の提供・利用・維持・補修・再利用のあり方を社会的に最適化していくことにより、資源生産性を最大化するとともに、新たな市場を構築することで国富の増大にも貢献。

具体的には、「CE に資する物品の利用を促進するビジネス（CE コマースビジネス）」（シェアリング、サブスクリプションなどのサービス化や、リペアなどの長期利用、リマン、リファビッシュ、リユースなどの二次流通が該当）の健全な発展が重要。近年、高級家電のリユースといった CE コマースが活発化。炭素中立や天然資源の節約といった観点に資する望ましい CE コマースのあり方を明確にし、CE コマース市場の育成つなげる制度整備やビジネスへの支援が必要ではないか。

③ 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

循環経済の促進に向けては、国として、日本全体の循環実態の把握に引き続き努めることはもちろん、民間企業の活動における取組実態を適切に把握し、循環の取組が必ずしも十分とは言えないセクターに対して必要な措置を執ることで、循環性の改善に常に努めていくことが重要。

このような国による定期的な循環性の確認及び必要な措置の実施に加え、企業においても、自らの事業活動における循環の実態を定常的に把握し、自らこれを踏まえて改善活動を行うとともに、必要に応じて、ステークホルダーに対して関連する情報の提供に努めていくことが、循環経済への移行にあたっては欠かせない。

他方、現時点においては、国が企業の循環実態を把握する制度的根拠が乏しく、また、企業による自主的な情報開示も限定的であるところ、社会全体で循環性の改善に向けた PDCA のサイクルを回していける環境整備が必要ではないか。

2. 「循環資源」の流通促進

(1) 供給側の措置

① 循環資源の量を確保するために必要な制度的措置

A) 既存インフラの最大限の活用

既存のリサイクル制度（容リ法、自リ法、家リ法等）について、再資源化される資源の量を最大化することを念頭に、必要な制度的対応を行う（例：容リ法参加自治体増に向けた検討、個別分野におけるプラスチックの再資源化に対するインセンティブ付与の検討（自リ制度の例を参考）、資源法における指定再資源化製品としてバッテリー使用製品を追加等）。

B) 資源供給産業の育成

リサイクル事業者を「再生資源供給産業」として成長産業とすることを目指し、今通常国会に提出されている「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」の審議状況を注視するとともに、各種法令に基づく再資源化について必要な規制のあり方について議論が必要（小電法、プラ法等）。

② 循環資源の質を確保するために必要な制度的措置

A) 容器包装リサイクル法の弾力的運用

再生プラスチックの供給品質向上のため、再商品化に際しての供給品質向上のための運用見直し、加入自治体増に向けた検討等を通じて、容器包装リサイクル制度を高品質再生プラの供給プラットフォーム化を目指す。

B) 再生材であることの確からしさの担保

再生材の品質が高まるほど、再生材とバージン材との物性的な判別は困難となり、再生材の利用が高まるほど、健全な流通を阻害する「ウォッシュ」製品の横行への懸念が高まる。このため、再生材であることを確認するプロセス認証制度を導入することを検討（認証機関の指定する等）。

(2) 需要側の措置

① 循環資源の量を確保するために必要な制度的措置

A) 再生材の利用の義務の拡充

特に量的な流通の促進が必要な資源としてプラスチック等を制度的に指定し、再生材の利用の義務を措置。具体的な対象業種については、プラスチックの利用実態や海外の動向などを参照して検討。ただし、一律の定量目標は当面想定せず。一律の定量目標を将来的に入れる際は業界ロードマップ等を踏まえて設定。

B) 有用な資源を含む副産物の利用に係る義務の導入

特に有用物を多量に含む工程端材を再生利用する義務を措置。具体的な対象資源や対象業種については、当該資源の利用実態や海外の動向などを参照して検討。ただし、一律の定量目標は当面想定せず。一律の定量目標を将来的に入れる際は業界ロードマップ等を踏まえて設定。

② 循環資源の質を確保するために必要な制度的措置

A) トップランナー認定制度＆ラベリング制度の導入

リサイクル可能性（リサイクラビリティ）の高さなど、特に資源又は部品レベルで

の再利用の促進につながる設計を認定するトップランナー制度を新たに導入することを検討。

B) 再生材利用に関するインセンティブ付与

前述のプロセス認証制度を経た再生材を利用している割合の製品への表示を許容するラベリング制度を導入するとともに、混同するような表記を制限。なお、当該ラベリング製品の購入インセンティブを強化するため、国等の公的機関によるグリーン調達や各種補助制度等の連携を図る。

C) 指定表示制度の高度化

容器包装への表示制度（プラ、PET）について、利用されている資源のより詳細な情報（PP、PE、PS 等）を機械選別にて高速で読み取れるよう、表示の高度化を検討。

3. 製品の効率的利用・CE コマース促進

(1) サービス・エコデザイン

資源生産性向上や炭素中立、消費者安全といった観点から望ましい CE コマースのベスト・プラクティスを標準化することで、業界の健全な発展を促す。このため、製品の一次・二次流通における長期的利用を促す業種として、サービス・エコデザイン制度を検討（業種指定と判断基準の設定）。

(2) サービス・エコデザインのトップランナー認定&ラベリング制度の導入

炭素中立や循環性の高さなど、特に高いレベルの CE コマースとみなせる取組を認定するトップランナー制度及びラベリング制度を検討。

(3) トレーサビリティ促進のための表示制度の導入

特定の耐久財に対して、製造事業者とサードパーティとの間で適切に情報（修理の履歴等）を共有することを可能とするため、指定表示製品に長期利用が望ましい製品を追加し、表示の標準にトレーサビリティのための個別識別子の表示を追加することを検討。

(4) 情報連携 PF の構築

製品の一次・二次流通や修理の履歴等を共有可能な PF の構築が必要。情報連携 PF については CPs を中心に議論を加速。

(5) 部品レベルの循環促進

各産業において部品リユースの促進検討を行う。例えば、家電リサイクル法において製造業者等が行う「再商品化」の一つとして、部品レベルでのリユースが含まれていることを明確化する。

4. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

(1) 定期報告制度の導入

資源有効利用促進法に規定する特定業種・指定製品区分に係る企業に対して、資源循環の中長期的な取り組みに関する計画策定及び実績の定期報告を求める制度を検討（PDCA サイクル構築）

(2) 循環指標ガイドラインの策定

1 企業による自主的なディスクロースや自社内での循環実態の管理に資する観点から、企業に
2 おける循環実態を可視化する「循環指標ガイドライン」を策定。（CE サステナブルファイナン
3 スガイダンスとの連動 等）

4

5

以 上